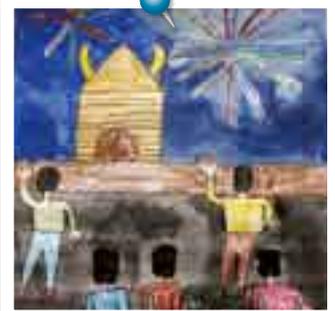
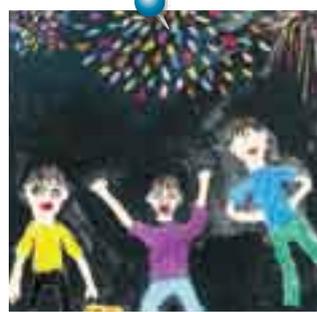
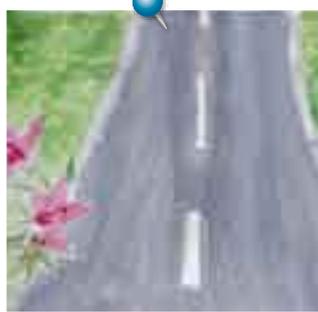
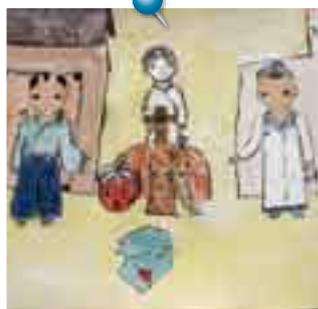
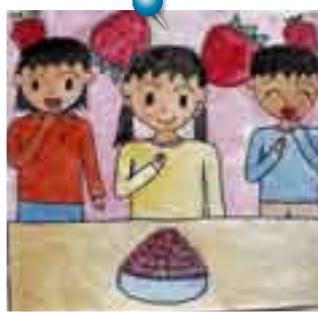


# 基本構想

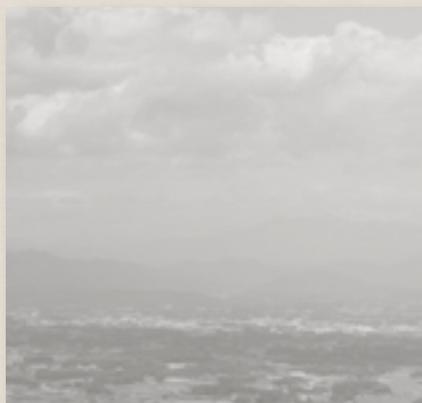


※このページに載せられた絵は、町内の小中学校のみなさんから、まちづくりをテーマに寄せられた作品です。

# 第1章

## 基本構想の 目標年次

この基本構想は、平成27年度  
(西暦2016年)を目標年次とします。



# 第2章

## まちづくりの 目標

### 第1節 基本目標

第5次総合振興計画では、基本目標を

## 創意と工夫が生きた 活力あるまちを創造する

とします。

#### ※創意と工夫

住民と行政が力を合わせ、本町が有する恵まれた条件や特長、これまでに積み上げてきた実績等を有機的に組み合わせながら、最大の成果が得られるよう、みんなで創意と工夫を活かしながら、活力のあふれた元気な「まち」を目指します。

#### ※活力

地域の構成員である住民、企業、団体それぞれが、お互いの特長や能力を発揮しあいながら、新たな時代を切り拓き躍進する、活力のあふれた元気な「まち」「人」「企業」の姿を目指します。



## 第2節 基本姿勢

基本姿勢は基本目標に基づいて、まちづくりを進めていくための大きな「柱」です。  
基本姿勢として次の6本の柱を設けます。

### 基本姿勢 1 健全な地方自治を確立する

1

住民主体の健全な町政運営を維持・推進するため、住民と行政が協力して地域活動に取り組み、それぞれの課題を自ら解決していく体制・仕組みを整えながら、連帯と活力で躍進するまちづくりを目指します。

そのため、まちづくりに関する情報提供に努め、コミュニティの充実や住民参加・参画機会の拡充を図りながら、住民の活力と創意が生きる協働のまちづくりを進めます。

### 基本姿勢 2 いのちが輝く元気な地域社会を創る

2

住民一人ひとりが、住み慣れた地域社会の中で、いつでも安心して自立した生活を営むことができるよう、保健、福祉、医療に係る施策間の連携の取れた、総合的なサービス体制の強化と、充実した住民サービスの提供を推進していきます。

そのため、地域、家庭及び行政がそれぞれの適正な役割と責任を担いながら、主体的となって保健福祉活動に取り組む等、地域社会全体で協力し合い、支え合いながら、暖かく元気な地域社会の実現を目指します。

### 基本姿勢 3 調和のとれた元気なまちを創造する

3

これまでに積み重ねられてきた地域特有の歴史、文化、伝統等を生かしながら、豊かな自然と調和した、住みやすく、さまざまな活動が営まれる都市空間を形成していくことが求められています。

そのため、住民の主体的な参画・協力のもとに、さまざまな住民生活や産業活動等が効果的に展開されるよう、低未利用地の解消を図ると共に、合理的な土地利用を誘導しながら、時代を切り拓いていく元気なまちづくりを推進します。



## 基本姿勢 4 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

豊かな自然環境の保全や、廃棄物の減量化・資源化を進め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくと共に、憩いや余暇活動の拠点となる新たな自然空間の創出を図りながら、人と自然が触れあう快適な地域社会の維持・向上を推進していきます。

また、防犯・防災体制の充実や、上下水道等の社会基盤の整備・向上を図りながら、災害に強い安心して快適に暮らせるまちを目指します。

## 基本姿勢 5 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

活力ある地域社会の創造に向け、住民がそれぞれの生涯を通じて、学習や文化、芸術、スポーツ等さまざまな分野で、自らの個性を伸ばしながら、能力を発揮できる環境づくりを進めると共に、個性と創造性が豊かな人づくりを推進していきます。

また、家庭や地域、学校が連携し、健やかな心と体を持った子どもが育つ環境を整えると共に、豊かな人間性を備えた青少年の育成を目指します。

## 基本姿勢 6 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

まちの元気や、人々の豊かな暮らしを支える産業の振興を図っていくため、民間と行政が協力しながら、厳しい社会経済環境の変化に柔軟に対応できる産業基盤の形成を推進します。

そのため、地域に根ざした既存の産業の活性化や、新たな企業を誘致・支援していくと共に、活力ある農業の振興や、本町の魅力を生かした観光の振興を図りながら、それぞれが活気に満ちた元気なまちを目指します。



## 第3節 将来都市像

基本目標、基本姿勢に示したまちづくりを、住民と行政が一緒になって取り組んでいくための共有する目標として、

### 活力と創意が生きる 希望に満ちたまち・みぶ

を将来の都市像に掲げ、その実現を目指します。

この都市像は、地域社会の構成員である住民、企業、行政が、自らの責任と適切な役割分担を踏まえながら、地域におけるさまざまな課題に活力と創意をもって取り組み、希望に満ちた地域社会を共に切り拓いていく姿を表しています。

また、将来都市像を積み上げていく上で、その基礎として考えている「緑園都市」については、基本構想期間の変遷を問わず、引き続き、本町を表す自治体のイメージとして、守り育てながら、より多くの住民に定着と浸透を図っていきます。



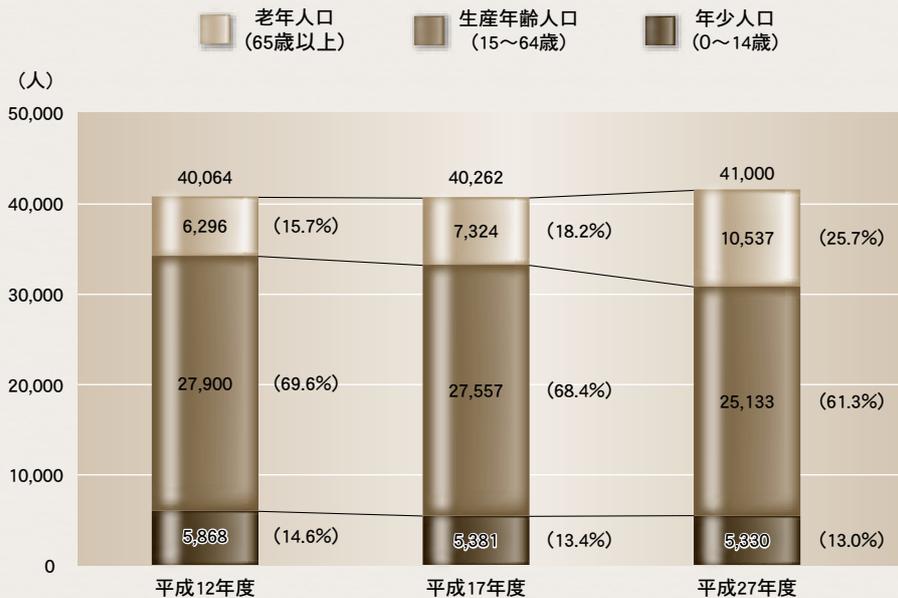
# 第3章

## 人口の見通しと 土地利用の姿

### 第1節 将来人口

本町の総人口は、近年の人口の推移や住宅需要等に伴う土地利用動向を勘案すると、年平均で約0.17%程度の緩やかな人口増加により、平成27年度は、約41,000人の人口規模を想定しています。

人口の年齢構造については、年少人口が13.0%、生産年齢人口が61.3%、老年人口が25.7%と見込まれ、4人に1人が高齢者になることが予測されます。



注 平成12年度、平成17年度は実数値(台帳登録人口(外国人含む)) 平成27年度は推計値

## 第2節 土地利用構想

### 1

### 土地利用に対する基本的な考え方

壬生町の土地利用の特徴として、

- 市街地がコンパクトに配置され、鉄道駅が充実していること
- 農村部における無秩序な土地利用や低・未利用地が少ないこと
- 「緑園都市（緑の砦）」に代表される緑地や公園が多いこと

等があげられます。

これらの土地利用の特徴を生かしつつ、

- 市街地の活性化及び市街化区域の用途の転換による土地利用の促進
- 市街地と農村部の有機的な連携と相互補完関係の構築
- 公共公益施設・生活利便施設等が効率的に生かされた地域活性化の維持・増進
- 緑園都市の核を形成する「緑の砦」の機能充実及び緑地の保護、保全の推進

等を基礎とした土地利用を推進します。

そうすることにより、日常生活における利便性が高く、身近なところで都市的サービスが享受できる「コンパクトシティ」づくりを目指し、各種都市機能の強化を図ります。

さらに、景観法に基づく「景観行政団体」への取り組み等を検討し、地域の個性・特性に調和した都市美、農村美を備えた美しいまちを目指します。



## 2 土地利用の基本構造

### (1) 都市エリア

都市エリアとして、壬生駅を中心とする「緑と文化の都市ゾーン」と、国谷、おもちゃのまち及び安塚の3駅間を中心とする「緑と健康の都市ゾーン」、また、この2つのゾーンを結ぶ「緑のブリッジ」を設けます。さらに、都市ゾーンの既成市街地周辺で幹線道路沿道地域のうち、都市的土地利用に係る需要が多い、調整・誘導の必要性・優先性が高いと考えられる地域を「土地利用調整地区」として位置づけます。

#### 【緑と文化の都市ゾーン】

本町の古い歴史と伝統を象徴する地域です。

商店街等の中心市街地の活性化を図ると共に、歴史と文化を活かした景観形成等により、風格と歴史の厚みを感じられる地域づくりを進めます。

#### 【緑と健康の都市ゾーン】

獨協医科大学、おもちゃ団地等、未来の壬生町を象徴する地域です。おもちゃ団地の機能転換や市街地内のバリアフリー化等を進め、新たなまちづくりを担う活力を生み出す地域づくりを進めます。

#### 【緑のブリッジ】

「緑と文化の都市ゾーン」と「緑と健康の都市ゾーン」を結ぶ位置にあり、総合運動場やゴルフ場等の運動施設と、保健福祉センターや2基の国指定古墳等の歴史文化施設が樹林と調和した地域です。今後においても、緑地の保全・活用等、自然との共生を考えた土地利用を図っていきます。

#### 【土地利用調整地区】

活力のある自立したまちを実現していくため、新たな土地利用を調整・誘導することに適した地区の中でも、調整・誘導の必要性・優先性が高いと考えられる地区です。

これらの地区は市街化調整区域でありながら、既成市街地周辺や幹線道路沿道に位置した、土地利用形態の大きな変化を余儀なくされつつある地区であり、本町の土地利用調整に関する基本方針（土地利用調整基本計画）においても、調整及び誘導の方針が示されています。

コンパクトシティの原則に準じながら、民間活力による新たな土地利用を、町土の秩序ある発展に向けて計画的に調整・誘導します。

#### 【土地利用活性化推進地区】

羽生田県有地や星の宮地区の養鶏場跡地の広大な低未利用地を「土地利用活性化推進地区」として位置づけ、地域や豊かな自然との調和に配慮した、工業や流通業等を含めた地域活力を高める有効な土地利用が図られるよう、関係者、関係機関等に積極的な働きかけを行うと共に、合理的かつ計画的な取り組みが行われるよう促進していく地区です。

### (2) 自然と調和した生産・交流ゾーン

自然と調和した生産・交流ゾーンの中核を形成する区域として「緑の砦」を設けます。「緑の砦」は、「緑園都市」をイメージさせる緑豊かな田園景観を形成する中心的な地域として、引き続き緑の空間の維持・保全を図ります。

また、「緑の砦」の周辺地域や町の南東部の地域は、首都圏農業の展開地として一層の生産振興を図るものとしします。

さらに、各地域にある転作田の活用や、地産地消への取り組みを通した「都市と農村の交流事業」を促進すると共に、自然が豊かで住み良い農村環境の形成を図っていきます。

### （3）都市間及び地域間の連携・交流の強化（軸の形成）

#### 【広域連携・交流軸】

産業、経済が連携・交流する軸として、県道宇都宮栃木線及び東武宇都宮線を位置づけます。

産業や交流等の機能及びその拠点を軸沿いに配置し、本町の都市を形成する中心軸として、活性化及び都市機能の強化を図ります。

#### 【地域連携・交流軸】

国道352号及び県道羽生田上蒲生線を位置づけます。

都市地域と農村地域の多彩な交流を促進する軸です。豊かな自然や歴史、文化に触れ合い、親しみながら、魅力ある農村地域との心安らぐ交流が展開されます。

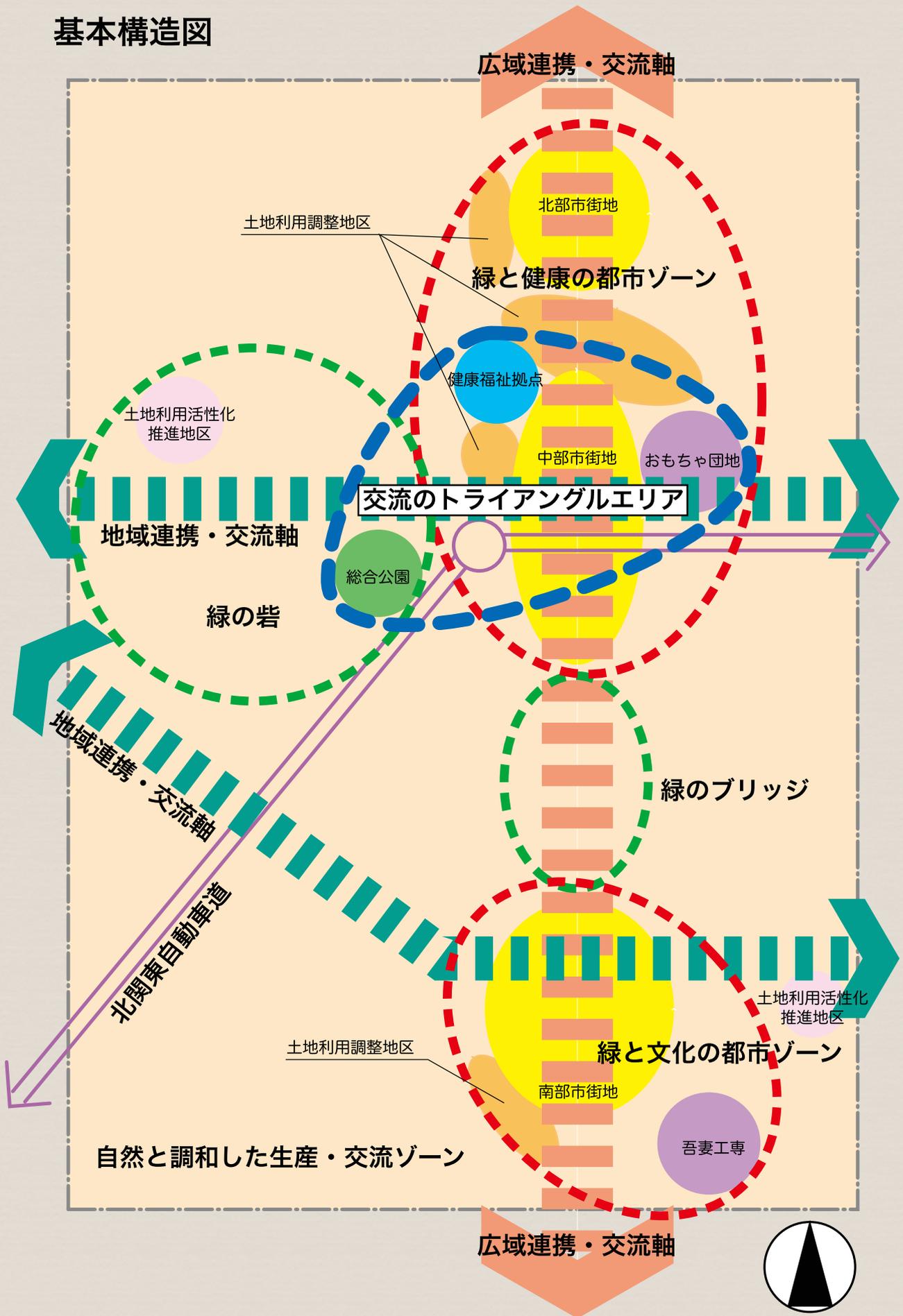
### （4）交流のトライアングルエリアの形成

北関東自動車道壬生インターチェンジを核として、「壬生総合公園」「獨協医科大学病院」及び「おもちゃ団地」の3拠点を結ぶエリアを本町の広域的交流拠点として位置づけし、多くの人、モノ、情報が多様に交流する高次な都市機能の充実、強化を図っていきます。

また、本町の魅力・個性を、県内はもとより県外へ効果的にPRする発信拠点として、都市景観や道路環境及び生活環境の整備を進めます。



# 基本構造図



第1章 基本構想の目標年次

第2章 まちづくりの目標

第3章 人口の見通しと土地利用の姿

第4章 施策の大綱  
(まちづくりの基本方針)

## 3

## 活力のある自立したまちを創るための 新たな土地利用の考え方

活力のある自立したまちを創るための新たな土地利用の考え方として、以下に示す方針に基づいた土地利用を推進します。

### (1) コンパクトシティの原則に準ずることとします

- ・「まち」に新たな活力をもたらす、あるいは「まち」の活力の低下を防ぐという目的から逸脱しないよう、新規土地利用のための基盤整備等で過大な公共投資を必要としない、既成市街地周辺や幹線道路沿道等に、新たな土地利用を調整し誘導することとします。

### (2) 民間活力を生かした新規土地利用を推進します

- ・社会情勢の変化や実情を踏まえ、地域の活性化、居住環境の改善、都市機能の維持・増進又は産業等の振興に資するため、民間活力を活用しながら、効果的・効率的な町土の秩序ある発展を図っていきます。

### (3) 景観形成や緑化等、地域環境の向上に資する良好な「質」を有することとします

- ・地域の個性や特性と調和する景観形成、地域環境の向上に資する良好な「質」を有する新規土地利用を推進します。

### (4) 市街化調整区域に係る新規土地利用は、都市計画法で定める規定に即して計画的に推進します

- ・市街化調整区域に係る新規土地利用は、都市計画法で定める市街化調整区域の開発に関する立地基準に適合するものであることを前提とします。
- ・将来的な市街化区域編入（拡大）に向けた布石となりうる、計画的で秩序あるものや、地域の居住環境の改善その他都市機能の維持・増進及び産業の振興等、地域活性化に寄与する新規土地利用を推進します。

### (5) 土地利用調整地区ごとに調整・誘導の方針を定め、民間活力の活用を推進します

#### 安塚西部地域

- ・住居系及び商業系の土地利用を調整・誘導します。
- ・住居系の土地利用については、将来的な市街化区域への編入を視野に入れた、既成市街地と一体を形成するものとします。
- ・商業系の土地利用については、都市基盤の状況や既成の市街地環境への影響等から、隣接する市街地への立地が好ましくないと認められる物販や飲食の用途に供するものに限定します。

#### 安塚南部地域

- ・地域経済の活性化や、地域社会の整備、発展等に寄与すると認められる住居系の土地利用を調整・誘導します。
- ・周辺の大学病院や福祉施設、学校その他の既存の都市的土地利用と調和し、地域環境の向上に寄与するものとします。

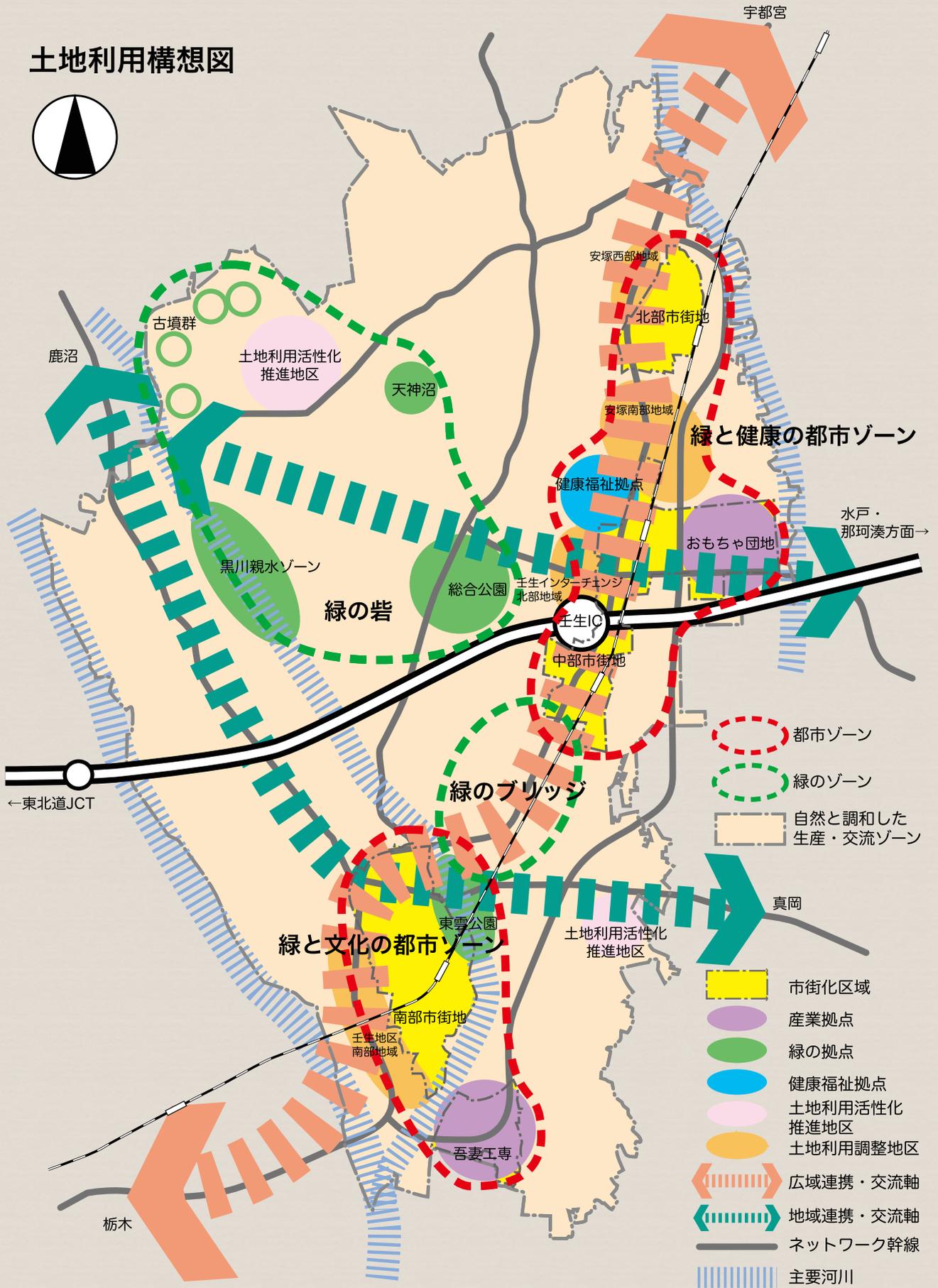
#### 壬生インターチェンジ北部地域

- ・地域経済の活性化や、地域社会の整備、発展等に寄与すると認められる住居系の土地利用を調整・誘導します。
- ・隣接する市街地と一体的な日常生活圏を構成する、将来的な市街化区域への編入を視野に入れた形態とし、地域環境の向上に寄与するものとします。

#### 壬生地区南部区域

- ・住居系、商業系及び工業系の土地利用を調整・誘導します。
- ・住居系の土地利用については、将来的な市街化区域への編入を視野に入れた、既成市街地と一体を形成するものとします。
- ・商業系の土地利用については、都市基盤の状況や既成の市街地環境への影響から、隣接する市街化区域への立地が好ましくないと認められるものや、民間の要請に応えられる適地が不足しているもので、物販や飲食の用途に供するものに限定します。
- ・工業系の土地利用については、産業振興、雇用促進、町の経済に寄与すると認められるものであって、民間の要請に応えられる適地が不足していることから新規土地利用を図るもので、周辺地域の環境保全が図られるものとします。

# 土地利用構想図



- 都市ゾーン
- 緑のゾーン
- 自然と調和した生産・交流ゾーン

- 市街化区域
- 産業拠点
- 緑の拠点
- 健康福祉拠点
- 土地利用活性化推進地区
- 土地利用調整地区
- 広域連携・交流軸
- 地域連携・交流軸
- ネットワーク幹線
- 主要河川

第1章 基本構想の目標年次

第2章 まちづくりの目標

第3章 人口の見通しと土地利用の姿

第4章 施策の大綱 (まちづくりの基本方針)

# 第4章

## 施策の大綱 (まちづくりの基本方針)

### 第1節 健全な地方自治を確立する

1

#### 住民主体と連携のまちづくりを推進する

コミュニティは住民同士の支え合いと信頼の基礎であり、協働のまちづくりの原点というべきものです。そのため、コミュニティ活動の充実を図りながら、コミュニティ協議会、自治会、NPO及びボランティア活動等、住民が主体的に行う活動を積極的に支援し、信頼と安心のまちづくりの基盤を強固なものにします

2

#### 住民と協働のまちづくりを進める

住民と行政が協働してまちをつくるため、住民が気軽にまちづくりに参加・参画できる条件整備を図ります。また、住民がまちづくりを身近に感じられるようなサービス提供体制の整備を進めると共に、まちづくりに関する情報提供や参加・参画機会の充実を図り、住民と行政の信頼関係をより強化します。

3

#### 行政経営基盤を向上する

厳しい財政環境の中で、効率的、効果的に住民サービスを提供していくため、職員の政策形成能力の向上や、成果を重視した行政経営に努めます。

また、行財政改革を推進し、簡素で合理的な行財政運営に努め、必要な時に、必要な人に、必要なサービスが提供できる、時代に即応できる仕組みづくりを進めます。





## 4 情報の共有化を推進する

情報通信基盤の発達によって、さまざまな情報があふれる社会となり、住民の地域活動や日常生活にとって有益で身近な生活情報の提供や、電子申請等の推進を図ると共に、個人情報の保護や情報セキュリティ対策を強化し、便利で安全な情報環境の整備を進めます。

## 5 広域連携を推進する

関係する自治体が協力しあい、行政区域を越えた共通の課題や、単独では解決が難しくなっている諸問題等に、それぞれが持つ知識やノウハウを出し合いながら取り組んでいくことが効率的・効果的であります。

そのため、関係市町相互の機能分担や連携を図りながら、広域的な共同・協力事業を推進していくと共に、多様な地域間の連携、交流を促進していきます。



第2節

# いのちが輝く元気な 地域社会を創る

## 1

### 総合的な健康づくりを推進する

健康に暮らすことは全ての住民の願いです。自らの健康は自らがつくるという考えを全ての住民が持ち、その人らしい健康づくりの活動が実践できる地域づくりを目指すと共に、健康づくりの場となる温泉等の新たな施設の整備・配置等について、周辺自治体の運営状況等を考慮しながら、取り組みの方針について検討を進めます。

また、子どもや高齢者に対する健康づくり事業の充実を図り、疾病の未然予防、早期発見、早期治療に努めます。

さらに、救急医療体制を強化し、安心して医療が受けられる環境の充実を図ります。

## 2

### 共に助け共に支え合う地域社会を育てる

誰もが、住み慣れた家庭や地域の中で性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるように、地域の一人ひとりがお互いに助け合い、認め合う「共に助け、共に支え合う」社会を目指します。

そのため、ボランティア等人材の育成、地域福祉団体の活動支援等を行うと共に、社会のバリアフリー化の推進に努めます。

## 3

### 未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く

子どもが元気に育ち、親も子育てを楽しめる地域社会づくりを目指します。

そのため、民間活力を活かした多様な保育サービスの充実を図ると共に、地域の子育て支援機能の強化を図り、地域と家庭が連携した子育て環境や子どもをめぐる生活環境の改善を進めます。

ひとり親家庭は近年増加傾向にあることから、生活実態やニーズに対応する施策を実施し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、障がいのある子どもの療育環境の向上や保育サービスの充実を図ります。



## 4 高齢者の健康・自立・生きがいをづくりを応援する

高齢者が要介護状態にならず、いつまでも活動的に生活できる社会を目指します。  
そのために、高齢者の健康づくりや生きがいをづくり支援の充実を図り、介護予防事業をはじめとして、社会参加・生きがいをづくり事業等を推進します。

## 5 障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で、生涯安心して生活できる環境づくりを目指します。  
そのため、日常生活の自立支援や、在宅サービス等の生活介護の充実を図ります。また、障がい者の社会的自立を促進するため、雇用促進や就労支援、さまざまな社会参加への機会の拡大に努めます。

## 6 健全な社会保障制度を充実する

国民健康保険は農業者や自営業者、退職者等の重要な医療保険制度です。制度の円滑な実施にむけ、国民健康保険財政の健全化に努めると共に、住民の健康づくり、医療費の適正化等を推進します。  
介護保険制度は要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために重要な制度です。サービスの充実や質の確保に努めると共に、予防を重視したサービスや、地域に密着したサービス等の提供体制を強化します。また、今後予想される介護保険制度の改正に柔軟に対応し、介護給付費の適正化に努めます。  
また、低所得者福祉は福祉の原点であることから、生活の困窮する人に対して、健康で文化的な生活水準が維持できるよう、福祉委員等と連携しながら自立支援を行います。



第3節

# 調和のとれた元気な まちを創造する

## 1

### 調和のとれた機能的な土地利用を推進する

限られた町土を有効に活用し、土地利用構想の「コンパクトシティ」の考え方に則ってまちづくりを進め、便利で機能的な都市づくりを推進します。

また、町土の秩序ある発展に併せ、農地や森林等の保全に努めると共に、既成市街地周辺や幹線道路沿道地域では、地域の活性化等を視野に入れた新たな土地利用を調整・誘導します。

また、羽生田県有地や星の宮地区の養鶏場跡地等の広大な低未利用地を土地利用活性化推進地区として位置づけし、地域の豊かな生活や経済活性化につながる魅力的な土地利用が図られるよう、関係者、関係機関等へ積極的な働きかけを行っていきます。

## 2

### 魅力的な市街地を整備・促進する

既往の都市計画の見直しを含めて、都市計画道路や駅周辺を中心とした市街地の整備を進め、交流や文化活動等が盛んな、にぎわいのある市街地の形成を図ります。

また、土地区画整理事業の促進や地区計画の導入を図り、地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

さらに、社会経済情勢の変化に対応した市街地の整備を図るため、既成市街地周辺に位置づける土地利用調整地区について、土地利用計画等に基づいた民間開発を適切に調整・誘導します。

## 3

### 総合的な交通体系を確立する

都市交通を円滑化し、多様な住民活動や産業活動を支える道路ネットワークの充実を図っていくため、広域幹線道路から身近な生活道路に至るまで、系統的で段階的な道路整備を推進します。

なお、要望の多い生活道路については、環境や使いやすさに配慮した道路の整備を効率的・効果的に進めるため、地域や地権者の理解・協力を基本に整備を推進します。

また、既存の公共交通機関の利便性の向上や、高齢化の進展や地球環境問題等への対応を考慮した新たな公共交通のあり方について検討を進めます。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安全で利用しやすい交通バリアフリーの推進を図ります。



## 4 個性を生かした地域景観を創造する

都市と農村が調和し、都市らしさ、農村らしさといった地域特有の美しい景観づくりを目指します。そのため、地域の歴史や文化を意識した景観形成・保全に努め、新たな土地利用等においては、地域の特性やイメージに配慮した景観の形成に努めます。

## 5 良好な水環境を向上する

水の適正な利活用を推進し、全ての住民に安全・安心な水を安定的に提供できる環境の維持・向上及び水環境の保全・整備を推進します。

また、限りある資源である水の役割を再認識し、水を大切にする意識の向上や、親水性に配慮した地域づくり等を推進します。



第4節

# 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

1

## 災害への対策を強化する

災害に強いまちを目指し、消防団や自主防災組織の育成、常備消防との連携、住民の防災意識の高揚等、防災体制の充実を推進します。

また、防火水槽等の消防水利、消防組織の装備や機材、広域避難所等の防災施設の整備を推進すると共に、救急救助体制の強化に努めます。

2

## 安全・安心なまちを構築する

自分たちの地域の安全は自分たちで守るという、住民の地域防犯認識の高揚を図ると共に、防犯組合の活動等を支援します。

また、防犯灯など防犯に配慮した施設の整備により犯罪の起きにくい環境の整備を進めると共に、警察及び関係機関との連携体制を強化します。

3

## 交通安全対策を充実する

交通事故のないまちを目指し、子どもから高齢者まで全住民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動を関係団体と共に実施します。

また、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を推進します。



4

## かけがえのない地球環境を保全する

公害のない美しい生活環境を保全するため、企業や地域住民と連携し、水質等の定期的な監視、調査等により、公害の発生の未然防止に努める共に、公害発生時における迅速に対応するための体制の確立を図ります。

また、平地林や美しい河川等貴重な自然環境を保全すると共に、環境にやさしい生活様式の普及や住民の環境保全活動の支援等に努めます。

# 5

## 豊かな花と緑に囲まれた快適な暮らしを実現する

総合公園等の拠点公園や緑地の適正管理を図ると共に、小中規模公園の整備に努めます。また、公共施設や道路等の緑化に取り組むと共に、全町緑化に向けた住民活動を支援します。

# 6

## 資源循環型社会を構築する

環境に負荷をかけない地域づくりを進めるため、ごみの減量化や再資源化を推進します。また、ごみ収集体制の強化を図ると共に、ごみ処理場、最終処分場、し尿処理場の適切な維持管理に努めます。さらに、ごみの不法投棄の監視強化を図ります。

# 7

## 快適で衛生的な生活を確保する

快適で清潔な環境づくりのため、身近な衛生環境の保全や食品衛生の確保に努めます。また、住民の墓地需要に応じて、計画的に聖地公園の整備を図っていきます。



# 8

## 良質な水を安定供給する

良質で安全な水を安定して供給することにより、衛生的かつ文化的な生活環境の形成を目指し、全戸給水に向けた事業を推進します。  
また、配水サービスの充実を図ると共に、水道事業の健全な経営に努めます。

# 9

## 適切に排水を処理する

河川や水路の水質保全と快適で清潔な生活を目指し、下水道の計画的整備、農業集落排水の整備、浄化槽の普及を図ります。  
また、下水道施設等の適切な維持管理を進めます。  
さらに、適切に雨水を処理するため、雨水幹線等の整備を進めます。

# 10

## 健全な住生活を支援する

町民の住環境の向上を目指し、町営住宅の健全な運営に努めると共に、健康で文化的な住生活を支援します。

# 11

## 安全で豊かな消費生活を推進する

さまざまな消費問題に対し、住民が安心して生活できる安全な消費社会を実現するため、消費者団体の育成や住民への啓発活動と共に、相談体制の強化に努めます。

第1章 基本構想の目標年次

第2章 まちづくりの目標

第3章 人口の見通しと土地利用の姿

第4章 施策の大綱  
(まちづくりの基本方針)



第5節

# 個性が輝き文化が薫る、 学びの社会を実現する

1

## 潤いに満ちた生涯学習を振興する

住民の学習ニーズにあわせ、いつでも、どこでも、だれもが学習できる環境を整備します。そのため、本町の個性と特性を生かした学習機会の提供や大学等との連携を図りながら、多様な学習活動を支援し、学習成果の地域社会への活用等を推進します。また、住民に優れた文化芸術活動の鑑賞機会を提供し、文化芸術の振興に努めます。

2

## 歴史・伝統を学び、新たな文化を創造する

本町には古墳や寺社仏閣等多くの歴史的文化財があります。これらの文化財を保護すると共に広く周知する等、積極的に活用を図ります。また、歴史民俗資料館を拠点に、地域に根ざした文化活動の提供と推進を図ります。

3

## 自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

幼児教育は子どもの発達にとって重要な役割があることから、幼稚園や家庭、地域が一体となって、幼児の発達の特性を踏まえた教育環境の整備を図ります。

また、学校教育内容の充実を図ると共に、地域の力を学校教育に活かすため、学校・地域・家庭の連携体制の強化、各種の相談業務や特別支援教育の充実等、多様な学習教育ニーズに対応する体制づくりを図ります。

さらに、高等学校や大学等との連携を深める体制づくりを検討します。

4

## すべての住民が競い、触れあい、スポーツを楽しむ環境を創る

スポーツ・レクリエーションは、住民の健康づくりとコミュニティの育成に大きな役割を果たしています。そのため、指導者や団体の育成を図ると共に、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ大会の開催等、住民の多様なニーズに応え、身近で、個人に適したスポーツ・レクリエーション活動を行える環境づくりを進めます。

また、総合公園や総合運動場等の拠点施設、並びに学校施設の開放等、施設の有効活用を進めると共に、新たな体育施設の整備を検討します。



# 5

## 青少年が健やかに育つ社会を実現する

青少年は将来のまちづくりを担う大切な人材です。そのため、青少年がまちや地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加・参画できるよう、青少年活動や体験事業の充実に努めます。  
また、健全育成団体や指導者への支援を図りながら、将来を担う青少年の健全な育成環境づくりに努めます。

# 6

## 共同参画社会の確立を目指し、個人・個性を尊重する

人権は憲法で保障されている基本的で大切なものであり、すべての人の人権が尊重される社会づくりが求められています。  
また、男性も女性も共にまちづくりに参画し、地域の中で一人ひとりの個性と能力を活かせるまちを目指します。

# 7

## 国際理解を促進し、交流活動を推進する

外国の多様な価値観に接し、住民の外国文化への理解促進を図るため、在住外国人との交流や国際交流活動の支援を進めます。  
また、平和な国際社会づくりを目指し、国際平和活動等への取り組みを支援します。

第6節

# 活気に満ちた豊かで 元気なまちを創る

## 1

### 商業・サービス業を振興する

本町の商業は、宇都宮市や栃木市等町外への購買流出が多く、停滞の傾向にあります。そのため、消費者が便利で楽しく買い物ができるよう、既存商店街の振興に配慮しながら、新たな商業施設等の誘致を図り、消費者ニーズに幅広く応えていく魅力と活気のある商業環境の整備・改善に努めます。また、商業経営基盤の強化、空き店舗を活用した新規起業者への支援等を推進します。

## 2

### 工業を振興する

地域経済の自立的な発展や、社会経済環境への変化に柔軟に対応できる活力ある工業の振興を図るため、工業基盤の充実や中小企業等の経営基盤の強化を支援します。また、地域活力の創出や就労環境の向上に寄与すると認められる新たな企業立地等に対して、支援及びその体制の整備を図ります。さらに、地場産業である玩具製造等の事業活動及び販路拡大等を支援します。

## 3

### 農林業を振興する

本町の農業は水稲や野菜、果樹や花き等の施設園芸が中心です。水田を中心とする土地利用型農業の振興と農地の有効活用を図るために集落営農を推進すると共に、いちごやトマト等首都圏の消費を見据えた「首都圏農業」の振興を図ります。そのため、後継者の育成、生産基盤の整備、流通機構の構築、地産地消等消費の拡大等に努めます。また、都市と農村の交流を促進するため、イベントや団体の活動支援に努めます。

## 4

### 観光を振興する

本町に多くの人々が訪れることは、地域に活力が与えられ、住民のまちに対する郷土愛が芽生える機会となります。本町にはおもちゃ博物館や壬生総合公園、古墳群等、多くの観光名所があることから、観光施設や観光ルートの整備、イベントの充実等、観光振興施策の充実を図ります。

# 5

## 広域交流を推進する

広域圏を視野に入れた地域交流への取り組みや、各種情報の発信、体験学習の場の提供等を図るため、北関東自動車道と壬生総合公園との連携と相互活用を進め、人々が集う交流拠点の創設に向けた取り組みを進めます。

# 6

## 雇用環境を充実する

住民に多様な雇用情報を提供し、就労の促進を図ると共に、町内企業の労働環境の改善を促進します。



